

重要事項説明書（訪問看護・介護予防 訪問看護）

令和6年9月1日現在

1. 事業者の概要

| | |
|-------|----------------------|
| 名称 | 株式会社フレアス |
| 所在地 | 山梨県中巨摩郡昭和町西条 1514 番地 |
| 電話番号 | 03-6632-9210 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 澤登 拓 |
| 設立年月 | 2002年4月1日 |

2. 事業所の概要

| | |
|-------------|--|
| 事業所の名称 | フレアス訪問看護ステーション厚木 |
| 事業の種類 | 訪問看護・介護予防訪問看護 |
| 事業所の所在地 | 神奈川県厚木市恩名 3-21-8 |
| 事業所の電話番号 | 046-210-4363（営業時間外、緊急時の場合も同じ） |
| 管理者 | 青山 理恵子 |
| サービスの提供地域 | 厚木市 |
| 営業日・営業時間 | 月曜～日曜 8時30分～17時30分 |
| サービス提供時間 | 年中無休 24時間 |
| 事業所番号 | 1462990471 |
| 併設サービス事業所 | フレアスヘルパーステーション厚木（訪問介護/第1号訪問事業） |
| 運営方針 | （介護予防）訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養を行います。 |
| 自己評価の実施状況 | なし |
| 第三者評価の実施状況 | なし |
| 職員への研修の実施状況 | 採用時研修 採用後3カ月以内 継続研修 年1回 |

3. 事業所の職員体制

| | 常勤（人） | | 非常勤（人） | | 合計員数 （常勤換算） | 職務の内容 | |
|-------|-------|----|--------|----|----------------|--|-----|
| | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | | | |
| 管理者 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0.5 | 所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。 | |
| 訪問看護員 | 保健師 | 0 | 0 | 0 | 0 | （介護予防）訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、（介護予防）訪問看護を担当します。 訪問看護師のうち1名は管理者を兼務します。 | |
| | 看護師 | 2 | 7 | 0 | 5 | | 7.0 |
| | 准看護師 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| | 理学療法士 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| | 作業療法士 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

4. サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等

が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリ治療を行います。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

介護保険法に基づいて、家庭において寝たきり又はこれに準ずる状態及び継続して療養を受ける高齢者に対して、利用者の状況に応じて適切な看護を提供し、その人に応じた日常生活、望まれる生き方ができるように在宅療養ができるように支援することを目的とします。

(2) （介護予防）訪問看護計画の作成及び事後評価

看護師が、利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、（介護予防）訪問看護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者に説明のうえ交付します。

(3) デジタル技術を活用した質の高い医療の提供

居宅同意取得型オンライン資格確認等のシステムにより、利用者の診療情報・薬剤情報を取得・活用して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を行います。

6. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割～3割相当。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。※利用者負担額の目安は、別表のとおりです。

(2) 医療保険給付対象サービス利用者負担額

医療保険対象サービス費用については、医療保険証に記載のある割合の費用負担となります。

※利用者負担額の目安は、別表のとおりです。国が定めた公費等に該当する手帳をお持ちの方についてはお申し出ください。

(3) 保険給付対象外サービス

下記内容については、実費負担となります。詳細は別表のとおりです。

・保険給付対象外サービス ・交通費 ・死後の処置料（エンゼルケア） ・キャンセル料

(4) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、翌月27日までにお支払いください。支払いは、原則として自動口座引き落としとしてお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

7. 虐待の防止および身体拘束の適正化

(1) 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。また、虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止に関する責任者：青山 理恵子（管理者）
- ⑤ 虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び責任者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ⑥ 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。
- ⑦ 利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度等の利用を支援します。

(2) 身体拘束の適正化

利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者等の生命又は身体に危険がある場合、緊急をやむを得ない場合は次の通り対応いたします。

- ① 緊急をやむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容・目的・理由・拘束の期間等を説明し、同意を得たうえで行います。
- ② やむを得ず身体拘束を行うときには、基本的に職員の個人的判断で行わず、カンファレンス等で事業所として慎重に検討し、決定します。
- ③ 拘束期間中はその態様、時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。また、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めます。
- ④ 必要に応じて、高齢者虐待相談窓口(市区町村窓口、地域包括支援センター)等の行政に相談、報告し、関係する機関と連携してケアについて様々な視点からアドバイスや情報を得るよう努めます。

8. 要望・苦情・虐待に関する相談窓口

| | | | |
|-----|----------------------|---|--------------------|
| 事業所 | 担当者 | 青山 理恵子（管理者） | |
| | 電話番号 | 046-210-4363 | |
| | 受付時間 | 8時30分～17時30分（月～金）※土日、祝日、年末年始(12/30～1/3)は除く。 | |
| | 相談・苦情処理を行うための処理体制・手順 | 相談・苦情を受付けた場合、内容を正確に受付簿に記入し、事業所で定めた処理手順に基づき、迅速に対応する。 | |
| 本社 | 担当者 | ホスピス事業部 神 博文 | |
| | 電話番号 | 03-6632-9210（10時00分～17時00分、土日祝日を除く） | |
| | ファクシミリ | 03-6431-9277（10時00分～17時00分、土日祝日を除く） | |
| | Eメール | jin.hirofumi@fureasu.jp（10時00分～17時00分、土日祝日を除く） | |
| その他 | 担当部署 | 厚木市役所 福祉部介護福祉課 | 神奈川県高齢福祉課 |
| | 電話番号 | 046-225-2240 | 045-210-4856 |
| | 受付時間 | 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く） | 8時30分～17時15分（平日のみ） |

9. 事故及び緊急時の対応方法

- (1) 利用者に対する指定(介護予防)訪問看護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行いません。
- (2) サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

【ご家族等緊急連絡先】

| | | | |
|-----------|--|------|--|
| 医療機関名 | | 氏名 | |
| 住所 | | 住所 | |
| 電話番号 | | 電話番号 | |
| 主治医氏名 | | 続柄 | |
| 主治医への連絡基準 | 指定(介護予防)訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合。その他必要な場合。 | | |

10. 社会情勢および天災

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。
- (3) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

（説明をした者）

訪問看護等の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

株式会社フレアス フレアス訪問看護ステーション厚木

氏名： 管理者 青山 理恵子

（説明を受けた者）

本書面により、訪問看護等の重要な事項について、事業者から説明を受け、同意しました。

【利用者】

住所： _____

氏名： _____ 印

【代理人または立会人等】

住所： _____

氏名： _____ 印

続柄： _____